

# 国民健康保険税のお知らせ

平成23年度の国民健康保険税の納税通知書と納付書を7月15日(金)に発送します。

そこで、今号では国民健康保険税の納付方法や年税額などについてお知らせします。

## 国民健康保険税の納付

### ■納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯の中に国民健康保険に加入している方がいれば、世帯主あてに納税通知書を送付します。

### ■納付方法

国民健康保険税の納付は、次の2つの方法があります。

① 普通徴収…口座振替または納付書による支払い

② 特別徴収…年金からの支払い

### 【口座振替】

口座振替は、納期限日に預貯金口座から自動的に納税する方法です。滞納することなく口座振替により納付をされている方は、65歳に到達しても特別徴収へ移行されることはありません。

平成23年度 国民健康保険税の納期日一覧

|               | 7月  | 8月   | 9月   | 10月   | 11月   | 12月   | 1月   | 2月   | 3月  |
|---------------|-----|------|------|-------|-------|-------|------|------|-----|
| 普通徴収<br>(納期限) | 1期  | 2期   | 3期   | 4期    | 5期    | 6期    | 7期   | 8期   | 9期  |
|               | 8/1 | 8/31 | 9/30 | 10/31 | 11/30 | 1/4   | 1/31 | 2/29 | 4/2 |
| 特別徴収<br>(振替日) |     | 3期   |      | 4期    |       | 5期    |      | 6期   |     |
|               |     | 8/15 |      | 10/14 |       | 12/15 |      | 2/15 |     |

※普通徴収の納期限は、各納付月の月末日です。納期限が休日の場合はその翌日です。

口座振替の方は、納期限日に口座から引き落とします。

※年度途中で普通徴収から特別徴収へ、特別徴収から普通徴収へ変わる場合があります。(この場合は、あらかじめお知らせします。年税額は変わりません)

### ■納期

## 国民健康保険税の年税額

### ■保険税の税率

国民健康保険税は、表の①～④の税額のうち、対象となる区分の額を合計したものが年税額となります。年度途中で加入、喪失された方は、加入月数に応じた月割り課税となります。

### ■保険税の改定

今年度は、全区分の課税限度額を引き上げました。

また、介護分については、介護納付金の伸びに対して、見合う税額が確保できない状況のため、改定を行いました。

### ■保険税の軽減・減免制度

低所得者世帯は、あらかじめ均等割額・平等割額を減額して課税します。ただし、この減額を受けるには、世帯主および世帯の国民健康保険加入者全員の所得が申告されていない必要があります。

また、災害、疾病、失業(自己都合ではない退職)、事業の廃止などにより保険税の納付が困難になった場合、申請により減免を受けられることがあります。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

平成23年度 国民健康保険税の税率一覧表

| 区 分    | 医療分                    | 後期高齢者支援分               | 介護分                      |
|--------|------------------------|------------------------|--------------------------|
|        | 加入者全員                  | 加入者全員                  | 40～64歳の方                 |
| ① 所得割額 | 課税所得額×4.85%            | 課税所得額×1.85%            | 課税所得額×1.75%<br>(1.45%)   |
| ② 資産割額 | 固定資産税額×19.5%           | 固定資産税額×3.0%            | 固定資産税額×4.0%<br>(1.0%)    |
| ③ 均等割額 | 被保険者数×22,600円          | 被保険者数×7,000円           | 被保険者数×9,000円<br>(7,700円) |
| ④ 平等割額 | 1世帯あたり22,700円          | 1世帯あたり7,000円           | 1世帯あたり7,200円             |
| 課税限度額  | 510,000円<br>(500,000円) | 140,000円<br>(130,000円) | 120,000円<br>(100,000円)   |

※( )内は改定前の金額

